

第六條 皆勤手当を更に復活せよとす。

但し、一年皆勤者は月給二十日分支給すること。

第七條 解雇退職手当を尤も増額せよとす。

解雇手当は、 $\frac{1}{2}$ 年未満日給三十五日分、以上 $\frac{1}{2}$ 月を

増す毎に三日分、予告手当を含むこと。

第八條 退職手当は解雇手当の三分の一とす。

第九條 年二回賞與も支給せよとす。但し、 $\frac{1}{2}$ 人面格以上

のこと。

第十條 年一回労働會も開催せよとす。

第十一條 休憩時間をも更に復活せよとす。但し、 $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{1}{4}$ 十分